

# 全国市長会

## 平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部 情報 1

---

発 企 第 25 号  
平成 23 年 3 月 14 日

市 長 各 位

全 国 市 長 会  
会 長 森 民 夫

### 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る本会対応について

3 月 11 日に発生した標記地震に対して、各市におかれましては、人的救助、物的援助等を講じられていることと存じます。

現在、国においても被災地域に対して緊急の対策を講じるとともに、早期の復旧、復興等を図るための各種対策が講じられております。

本会では、正副会長会議におきまして別紙のとおり「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部」の設置を決定し、合わせて各都市が被災地域へ最大限の支援協力をすることを決定しました。

つきましては、各都市におかれましては、被災都市の実情等をご理解いただき、今後の各種対策・支援につきまして特段のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 23 年 3 月 12 日  
全 国 市 長 会  
正 副 会 長 会 議

1. 平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部を設置する。

(別紙)

2. 全国市長会及び各都市は、支部・都道府県市長会並びに都道府県、国と綿密に連携を取りながら、被災者の救援・救護の推進、被災地域の早期復旧および復興を推進するため、最大限の人的・物的支援協力を行う。

3. 全国市長会の各都市からの義捐金窓口口座を開設する。  
(詳細は、追って連絡)

4. 緊急要望をとりまとめる。

(参考資料)

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」

平成 23 年 3 月 12 日

平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部の設置について

去る 3 月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被災市の被災者の救援・救護、被災地域の早期復旧および復興を支援するため、全国市長会に「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部」を設置する。

1. 災害対策本部の役割

- (1) 被災市の要請事項等への対応
- (2) 国における各種対策の状況把握及び国への要請
- (3) 被災都道府県の市長会との連携
- (4) 全国知事会、全国町村会との連携
- (5) その他

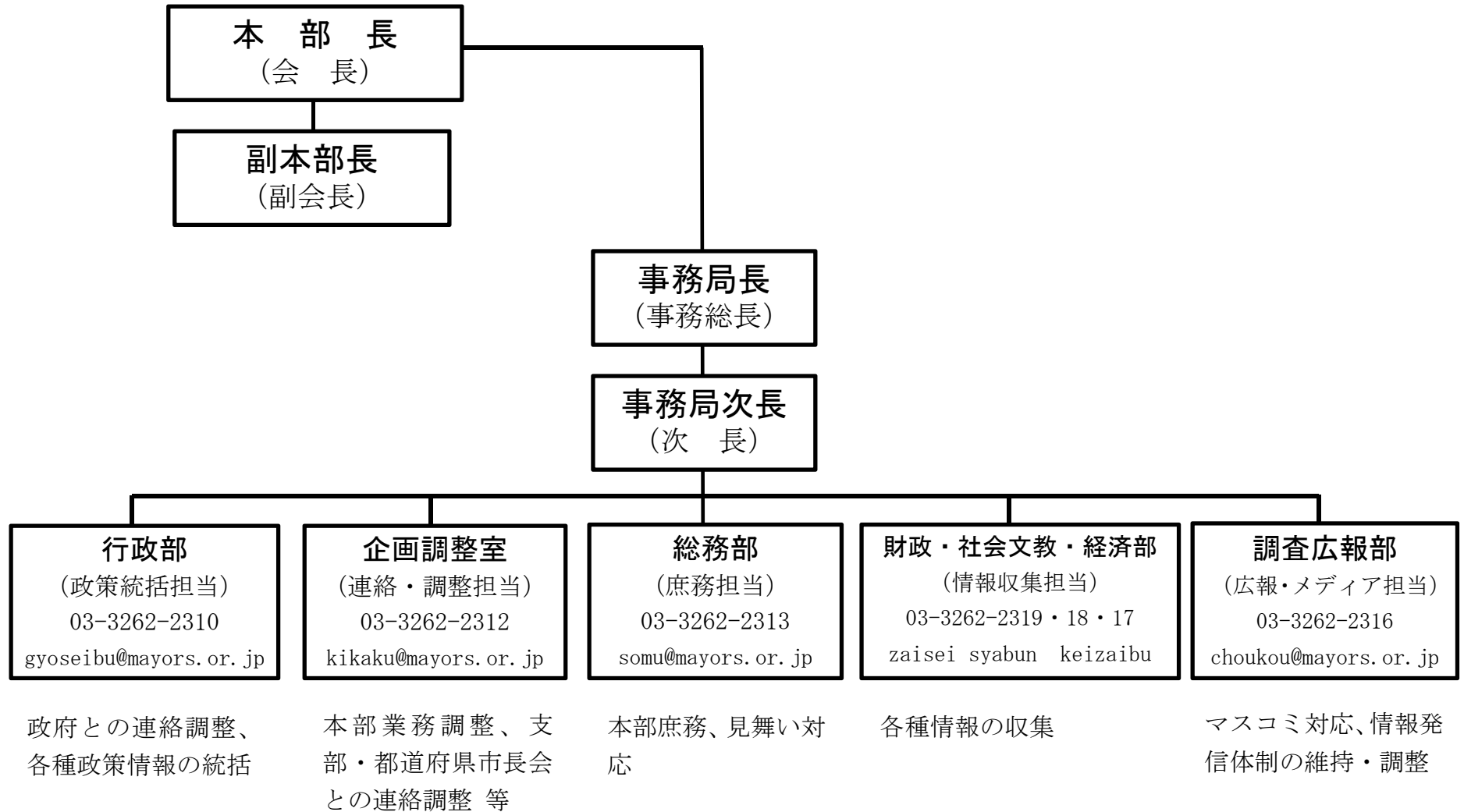
2. 災害対策本部所在地

〒102-8635 東京都千代田区平河町 2-4-2

全国市長会事務局内

(連絡先は、別紙組織図参照)

## 全国市長会「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部」組織図





平成23年3月12日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、非常に大きな津波を伴って、東北地方をはじめとした東日本に著しく甚大な被害が発生しています。また、12日には長野県北部の地震も発生するなど、広い範囲で甚大な被害が発生しています。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

本日（3月12日（土））、以下のとおり、激甚災害の指定を行う政令を閣議決定しました。

### I 政令の概要

本政令は、平成23年東北地方太平洋沖地震などの地震による被害が、激甚災害指定基準を明らかに超えるものと見込まれたため、早期に激甚災害（全国を対象とする本激）に指定したものです。

### II 主な適用すべき措置

#### （1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について通常の国庫補助のかさ上げを行います。

#### （2）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について通常の国庫補助のかさ上げを行います。

#### （3）水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）

水産動植物の養殖施設が被害を受けた場合の災害復旧事業に対して補助率10分の9を上限に補助を行いません。

(4) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講じます。

その他、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例など、合計18の措置を適用します。

Ⅲ 今後の予定

- ・ 3月13日（日） 公 布 （ 予 定 ）

本件問い合わせ先 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付  
井上、宮崎、長瀬  
03-5253-2111（代表、内線 51205・51210） 03-3501-5408（直通）